公益財団法人備前市文化芸術振興財団定款

第1章　総　　則

（名称）
第1条　この法人は、公益財団法人備前市文化芸術振興財団と称する。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を岡山県備前市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　この法人は、岡山県備前市民の文化活動の振興及び地域に育まれた伝統工芸「備前焼」の振興に資する事業を行い、もって個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）文化芸術の振興に資する事業
（2）市民の自主的な文化活動の促進に資する事業
（3）備前焼の振興に資する事業
（4）文化芸術施設等の管理運営に関する事業
（5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2　前項の事業については、岡山県において行うものとする。

第3章　資産及び会計

（財産の拠出）
第5条　設立者は、現金 金5,000万円を、この法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）
第6条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な次の財産は、この法人の基本財産とす　る。
（1）設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
（2）基本財産とすることを指定して寄附された財産
（3）理事会及び評議員会において基本財産として繰り入れることを決議した財産
2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第7条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第8条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承

認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第9条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書
（5）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
（6）財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（1）監査報告
（2）理事及び監事並びに評議員の名簿
（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

第4章　評　議　員

（定数）
第10条　この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第11条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（1）各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（イ）　国の機関

（ロ）　地方公共団体

（ハ）　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

（ニ）　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

（ホ）　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（ヘ）　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の　合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4　評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第12条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任し評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3　評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条　評議員に対して、各年度の総額が金50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2　評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第5章　評議員会

（構成）

第14条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）　理事及び監事の選任又は解任

（2）　評議員の選任又は解任

（3）　理事及び監事の報酬等の額

（4）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（5）　顧問及び委員に対する報酬等の支給の基準

（6）　貸借対照表、損益計算書及び財産目録の承認

（7）　定款の変更

（8） 残余財産の処分
（9） 基本財産の処分又は除外の承認
（10） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第16条　評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第17条　評議員会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）
第18条　理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。
2　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）
第19条　評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

（決議）
第20条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1） 監事の解任
（2） 評議員に対する報酬等の支給の基準
（3） 定款の変更
（4） 基本財産の処分又は除外の承認
（5） その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議及び報告の省略）
第21条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
2　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2　議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名

人1名以上が署名又は記名押印する。

第6章 役　員

（役員の設置）
第23条 この法人に、次の役員を置く。
（1） 理事 3名以上10名以内
（2） 監事 2名以内
2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。
3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
4 理事長のほか、必要に応じ常務理事を置くことができる。

（役員の選任）
第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第29条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

（顧問及び委員）
第30条　この法人に顧問及び委員若干名を置くことができる。
2　顧問及び委員は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
3　顧問及び委員に対して、各年度の総額が金50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
4　顧問及び委員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。
5　顧問及び委員は、理事長の諮問に応じ、理事長に対して意見を述べることができる。

（責任の免除又は限定）
第31条　この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2　この法人は、理事（理事長、業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章　理　事　会

（構成）
第32条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第33条　理事会は、次の職務を行う。
（1）　この法人の業務執行の決定
（2）　理事の職務の執行の監督
（3）　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第34条　理事会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3　理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

（決議）
第36条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議及び報告の省略）
第37条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
2　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第4項に規定する理事の職務の執行の状況の報告については適用しない。
3　前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事全員及び出席した監事全員が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、第3条、第4条、第11条についても適用する。

（解散）
第40条　この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第41条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第42条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号（平成18年法律第49号）に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の非分配）
第43条　この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章　事　務　局

（設置等）
第44条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4　前項以外の職員は、理事長が任免する。
5　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第10章　公告の方法

（広告）
第45条　この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章　補　　則

（委任）
第46条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則
1　この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
伊勢﨑　惇　　黒住　宗晴　　越宗　孝昌　　杉浦　俊太郎
竹内　良雄　　時岡　晴美　　松畑　熙一　　松本　洋一
2　この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事　　井手　康人　　大橋　宗志　　島村　光　　田口　里永子
谷一　尚　　牧　沙緒里　　守安　收　　若林　昭吾
設立時代表理事
住所　　岡山県倉敷市庄新町11番1-3号
大橋　宗志
設立時監事　　大賀　泰子　　三宅　貴夫
3　この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。
住所　　岡山県備前市東片上126番地
設立者　　備前市
備前市長　吉村　武司
4　拠出財産及びその価額　現金 金5,000万円
5　この法人の最初の事業年度は、当該法人成立の日から令和6年3月31日までとする。
6　この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。